

令和5年度第2回いわき市地域包括ケア推進会議 資料

議 事

【報告事項】

第10次いわき市高齢者保健福祉計画素案について

- | | |
|---------------------|-----|
| 1 計画の概要について | 別紙1 |
| 2 地区別の取組みについて | 1頁 |
| 3 いわき市認知症施策推進計画について | 5頁 |

【協議事項】

医療と介護の連携について

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| 1 ACP (アドバンス・ケア・プランニング) の普及啓発について | 別紙2 |
|-----------------------------------|-----|

【その他】

- | | |
|--------------------|-----|
| 1 認知症初期集中支援チームについて | 8頁 |
| 2 社会福祉連携推進法人について | 10頁 |

【報告事項】 第 10 次いわき市高齢者保健福祉計画素案について

1 計画の概要について

別紙 1 のとおり

2 地区別の取組みについて

本市では、地域の特性に応じた課題や、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応できるように、属性や世代を問わない協議の場として、「地域ケア会議」を設けています。

地区保健福祉センターが主催する「中地域ケア会議」では、個別ケア会議や小地域ケア会議での検討により抽出された、地区毎の共通課題を整理するとともに、地区課題に対する取組みや地域資源の創出について検討します。

第 10 次高齢者保健福祉計画の策定にあたり、各地区で把握する課題のうち、今後 3 年間、中地域ケア会議において重点的に取り組む事項について、以下のとおりとします。

【平地区】

課題
○市街地や沿岸部など地域特性の違いによる課題抽出方法
○高齢者の外出・買い物等に係る情報発信と移動手段の確保
○地域コミュニティや世代間のつながりの希薄化
取組みの方向性
○地域ごとの課題の把握と課題解決に向けた取組み
○地域資源の把握・創出・共有
○高齢者向け情報発信のあり方の検討
○住民主体の地域活動に対する継続支援

【小名浜地区】

課題
○高齢者の外出・買い物等に係る移動手段の確保
○地域コミュニティや世代間のつながりの希薄化
○高齢者等の孤立・閉じこもり
取組みの方向性
○高齢者の移動手段確保に向けた取組み
○介護予防活動や拠点の周知・啓発
○住民が「つどう」から「活躍できる」居場所づくり
○早期からの相談・支援体制の強化

【勿来地区】

課題
○地域コミュニティや世代間のつながりの希薄化 ○フレイルの進行や高齢者等の孤立・閉じこもり ○介護事業者の人材や地域の担い手の不足
取組みの方向性
○地域活動拠点の創出 ○地域住民主体のフレイル予防活動の推進 ○医療・介護・福祉等多職種連携による高齢者等の包括的支援体制づくり

【田人地区】

課題
○高齢者の外出・買い物等に係る移動手段の確保 ○地域の担い手不足 ○フレイルの進行
取組みの方向性
○地域活動拠点の創出 ○地域住民主体のフレイル予防活動の推進 ○医療・介護・福祉等多職種連携による高齢者等の包括的支援体制づくり

【常磐地区】

課題
○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足 ○介護予防活動への住民参加率の低下 ○医療と介護の連携による在宅看取りに関する周知・意識醸成 ○高齢者の外出・買い物等に係る移動手段の確保
取組みの方向性
○つどいの場等の担い手の確保 ○介護予防活動の推進 ○医療と介護の連携強化による在宅医療・在宅介護の促進 ○本人が望む暮らしや医療・ケア、看取りについて検討する機会の創出 ○地域資源と連携した買い物支援の仕組みづくり

【遠野地区】

課題
<ul style="list-style-type: none">○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足○介護予防活動への住民参加率の低下○医療と介護の連携による在宅看取りに関する周知・意識醸成○高齢者の外出・買い物等に係る移動手段の確保○医療機関・介護事業所の不足
取組みの方向性
<ul style="list-style-type: none">○つどいの場等の担い手の確保○介護予防活動の推進○医療と介護の連携強化による在宅医療・在宅介護の促進○本人が望む暮らしや医療・ケア、看取りについて検討する機会の創出

【内郷地区】

課題
<ul style="list-style-type: none">○地域コミュニティや世代間のつながりの希薄化○高齢者の外出・買い物等に係る移動手段の確保○要介護認定率が他地区よりも高く、かつ、要支援者の割合が高い○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足
取組みの方向性
<ul style="list-style-type: none">○介護塾の定期的な開催及び周知広報の強化○医療と介護の連携強化○地域住民主体のフレイル予防活動の推進

【好間地区】

課題
<ul style="list-style-type: none">○地域コミュニティや世代間のつながりの希薄化○高齢者の外出・買い物等に係る移動手段の確保○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足○災害時の高齢者等の安全避難等
取組みの方向性
<ul style="list-style-type: none">○介護塾の定期的な開催及び周知広報の強化○医療と介護の連携強化○地域住民主体のフレイル予防活動の推進

【三和地区】

課題
<ul style="list-style-type: none">○医療機関の不存在・介護事業所の不足○高齢化に伴う住民相互の支援力の低下○高齢者の外出・買い物等に係る移動手段の確保○医療と介護の連携による在宅看取りに関する周知・意識醸成○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足
取組みの方向性
<ul style="list-style-type: none">○介護塾の定期的な開催及び周知広報の強化○医療と介護の連携強化○地域住民主体のフレイル予防活動の推進

【四倉地区】

課題
<ul style="list-style-type: none">○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足○認知症に関する理解促進と地域で支える仕組みづくり○日中独居高齢者に対する支援○複合的課題を抱える世帯の増加
取組みの方向性
<ul style="list-style-type: none">○「いわき医療介護学校よつくら塾」を通じた高齢者等を支える地域人材育成・活動支援○要介護者や認知症高齢者を見守る地域づくり○高齢者の食を支える地域資源の創出

【久之浜・大久地区】

課題
<ul style="list-style-type: none">○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足○認知症に関する理解促進と地域で支える仕組みづくり○高齢者の外出・買い物等に係る移動手段の確保○移動販売サービスの需要の急増○介護予防を支える社会資源の不足○複合的課題を抱える世帯の増加
取組みの方向性
<ul style="list-style-type: none">○「いわき医療介護学校よつくら塾」を通じた高齢者等を支える地域人材育成・活動支援○要介護者や認知症高齢者を見守る地域づくり○高齢者の食を支える地域資源の創出

【小川地区】

課題
○急速な高齢化及び若年層の地区外への流出に伴う高齢者世帯の増加 ○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足
取組みの方向性
○住民主体活動の支援、普及・啓発 ○健康増進と介護予防に係る知識の普及・啓発

【川前地区】

課題
○急速な高齢化及び若年層の地区外への流出に伴う高齢者世帯の増加 ○医療機関、介護事業所、商業施設の不存在による生活の維持 ○高齢者の外出・買い物等に係る自家用車以外の移動手段の確保 ○特定健診の低い受診率、高血糖・高血圧の有所見率が市内ワースト ○つどいの場等代表者の高齢化や後継者不足
取組みの方向性
○地域資源と連携した健康増進と介護予防 ○住民主体の活動の立上げ支援・参加促進

3 いわき市認知症施策推進計画について

(1) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）の概要

急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状で、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される共生社会の実現を推進することを目的とした認知症基本法が令和6年1月1日施行された。

(2) 市町村計画

国では、認知症基本法施行後、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「認知症施策推進基本計画（基本計画）」を策定することとしており、市町村は基本計画を基本とするとともに、地域の実情に即した「認知症施策推進計画（市町村計画）」の策定に努めなければならないと定められている。

(3) いわき市認知症施策推進計画

本計画は、本市の認知症施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、国の「認知症施策推進大綱」や「認知症基本法」を踏まえ、独自に第10次いわき市高齢者保健福祉計画に一体的に位置づけるもので、今後、国の基本計画策定後は、第11次いわき市高齢者保健福祉計画において当該基本計画に基づいた市町村計画として拡充していくこととしている。

基本方針	<p>認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として総合的な施策を推進する。</p>
重点取組事項	<p>国の認知症施策推進大綱及び認知症基本法の考えを踏まえて、認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族等の意見を聴きながら次の5つを基本施策として推進する。</p>
基本施策 1	<p>認知症に関する理解促進</p> <p>【施策の方針】 認知症に関する正しい理解や知識の普及・啓発を進め、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる共生のまちづくりを推進します。</p>
基本施策 2	<p>認知症の人や家族への支援体制の充実</p> <p>【施策の方針】 認知症があっても尊厳を保ち、その人らしい生活を送ることができるよう、認知症高齢者の権利を守る取組みを推進します。また、認知症の人を支える家族が孤立することのないよう、家族の負担を軽減する取組や、地域で見守る基盤づくりを推進します。</p>
基本施策 3	<p>医療・ケア・介護サービス体制の構築</p> <p>【施策の方針】 早期に必要な医療や介護サービスにつながる体制の構築とともに、認知症の人の状況に応じた適時・適切な支援が切れ目なく提供されるよう、医療・介護の連携の仕組みづくりを推進します。</p>
基本施策 4	<p>認知症予防の充実・強化</p> <p>【施策の方針】 生活習慣病の予防や社会参加の機会づくりに取り組むとともに、認知症やMCI（軽度認知障害）の早期発見・対応を推進し、認知症の「備え」としての取組みを進めます。</p>
基本施策 5	<p>認知症バリアフリーのまちづくり</p> <p>【施策の方針】 認知症になってもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らす「認知症バリアフリー」の取組を推進するとともに、本人の個性と能力を発揮できるよう社会参加の機会を一層広げます。</p>

【協議事項】 医療と介護の連携について

- 1 ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発について
別紙2のとおり

【その他】

1 認知症初期集中支援チームについて

(1) 事業概要

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（概ね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行う。

いわき市では平成28年6月に設置、現在は医師をはじめとする39名のチーム員が地区担当制で活動している。

※「初期」とは疾患の初期段階という意味だけではなく、関わりの初期（ファーストタッチ）も意味する

【対象者】

40歳以上で、在宅で生活をしており、かつ認知症が疑われる者又は認知症の者で、(1)又は(2)の基準に該当する者

(1) 医療サービス、介護サービスを受けていない者または中断している者で、以下のいずれかに該当する者。

- ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- イ 継続的な医療サービスを受けていない者
- ウ 適切な介護サービスに結び付いていない者
- エ 介護サービスが中断している者

(2) 医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者。

(2) 活動状況について

＜令和5年12月末日時点＞

	認知症相談件数 (地域包括センター 受理)	認知症初期集中支援チームにおける対応件数				
		前年度からの 継続件数	新規件数	終了件数	訪問回数	会議開催数 (うち地区会議)
令和元年度	653	0	18	18	106	21(12)
令和2年度	665	0	9	9	64	20(12)
令和3年度	770	0	13	12	106	22(14)
令和4年度	816	1	10	9	80	19(15)
令和5年度	※618	2	3	1	48	7(3)

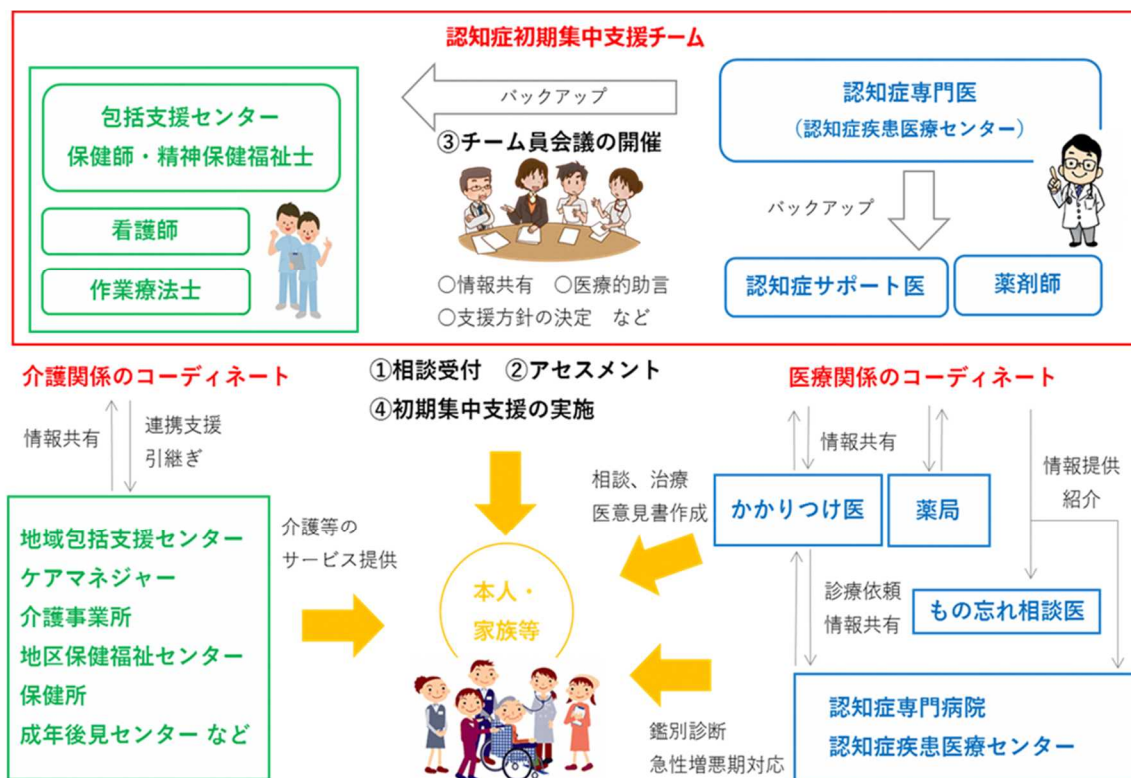
※令和5年11月末日時点

各地区の地域包括支援センターに相談があったもののうち、医療や介護等サービスにつながらないケースや、介入拒否ケースなど、社会的・複合的な課題を抱え、地域包括支援センターでは対応が困難な事例についてチームに情報提供している。

(3) 高齢者生活安全部会（認知症初期集中支援チーム検討委員会）の意見を踏まえた今後の対応について

意見	意見を踏まえた今後の対応
<p>地域で孤立し、潜在的認知症の方（どこも関わっていない方）を早期に把握していくことが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●啓 発 チーム活動の周知と併せて、認知症に関する理解や早期発見の重要性（早期治療による改善や進行抑制、今後の備え等）、相談窓口について、市民への普及啓発を継続する。 ●早期発見ネットワークの強化 民生委員等の地域住民、かかりつけ医や薬局、郵便局やスーパー等、多方面から幅広く地域包括支援センターに情報が入るようネットワークを強化する。 ●早期発見機会の拡大 ものわすれ相談会やつどいの場、高齢者が集まるイベント等での基本チェックリスト等の実施により早期発見に繋げる。 ●アウトリーチの取組 地域包括支援センターの職員による高齢者の戸別訪問を通して、自ら支援を求めない層の状況把握を行う。

《概要図》



2 社会福祉連携推進法人について

(1) 社会福祉連携推進法人制度とは

- ・ 「社会福祉連携推進法人制度」は、社会福祉法人等が社員となり、福祉サービス事業者間の連携・協働を図るための取組等を行う新たな法人制度（令和4年4月施行）。
- ・ 社会福祉連携推進法人は、2以上の法人が社員として参画し、社会福祉連携推進業務（地域福祉支援業務、災害時支援業務、経営支援業務、貸付業務、人材確保等業務、物資等供給業務）のうちから、1つ以上の業務を行うことで設立が可能。
 - (国)：「社会福祉連携推進法人の活用により、福祉・介護人材の確保や、法人の経営基盤の強化、地域共生の取組の推進などが期待できる」としている。

(2) 本市における対応

① 相談窓口について

まずは、事業・設立の中心となる法人の主たる事業、取組む事業を所管する課に相談してください。

担当課	分野	電話番号
保健福祉課 地域福祉推進係	生活困窮者支援	22-7450
障がい福祉課 支援係	障がい福祉関連	22-7485
介護保険課 長寿支援係	高齢者福祉関連	22-7467
地域包括ケア推進課 企画係	地域共生社会関連	27-8574
こどもみらい課 企画係	児童福祉関連	22-7483

※ 連携する法人や取組む事業等が具体的になり、連携法人の設立・認定に向けた具体の手续に進む段階からは、保健福祉課法人指導係が担当窓口となります。

② 説明会の開催

当該制度について、「あること自体知らない」「聞いたことはあるが内容が分からない」という法人が多いと思われるため、今後、市内の社会福祉法人等を対象に制度に関する説明会を開催予定。